



平成30年6月18日
内閣府(防災担当)

平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる
災害救助法の適用について【第1報】

1. 災害の概要

平成30年大阪府北部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、大阪府は12市1町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【大阪府】 大阪市 (おおさかし) 豊中市 (とよなかし) 吹田市 (すいたし) 高槻市 (たかつきし) 守口市 (もりぐちし) 枚方市 (ひらかたし) 茨木市 (いばらきし) 寝屋川市 (ねやがわし) 箕面市 (みのおし) 摂津市 (せつつし) 四條畷市 (しじょうなわてし) 交野市 (かたのし) 三島郡島本町 (みしまぐんしまもとちょう)	6月18日	大阪府北部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置
・避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官(防災担当)付

参事官(被災者行政担当)付

鶴見、佐藤、篠原

TEL 03-5253-2111 (内線51365)

03-3593-2849 (直通)